

令和3年経済センサス - 活動調査

統計表利用上の注意（建設・サービス収入の内訳）

集計の対象

- ・ 法人数、売上（収入）金額及び建設・サービス収入について、必要な事項の数値が得られた企業等（法人）を対象として集計した。

経理事項における消費税の取扱い

- ・ 売上（収入）金額、費用等の経理事項は2020年1年間の数値である。また、この経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

欠測値の補完等

- ・ 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについては、内容を精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- ・ 「建設・サービス収入の内訳」が未回答の調査票のうち一定の条件を満たすものは、ホットデック法による補完処理（同一調査年の他の標本の数値により補完（ドナー選定に当たっては外れ値処理を実施））を行った上で結果表として集計している。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

その他の結果表章における注意点（四捨五入、秘匿処理等）

- ・ 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- ・ 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。

- 「X」は、集計対象となる企業等（法人）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の企業等（法人）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の企業等（法人）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。
- 産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠しているが、本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
38X 放送業（有線放送業を除く）	381 公共放送業（有線放送業を除く） 382 民間放送業（有線放送業を除く）
62X 銀行業	621 中央銀行 622 銀行（中央銀行を除く）
86X 郵便局・郵便局受託業	861 郵便局 862 郵便局受託業

- 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

- 調査対象の企業等（法人）は、平成28年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

「建設・サービス収入の内訳」と「サービス分野の生産物分類」について

建設・サービス収入の内訳について

- ・ 「建設・サービス収入の内訳」とは、企業等の売上（収入）金額のうち ①「建設事業の収入（完成工事高）」及び ②「サービス分野の収入」について、事業活動（サービス等）ごとに把握したものである。
- ① 「建設事業の収入（完成工事高）」は「用語の解説」（P6）を参照
- ② 「サービス分野の収入」は下記の「サービス分野の生産物分類」を集約したもの
- ・ 「建設・サービス収入の内訳」及び「生産物分類」の詳細については統計局ホームページに掲載

< 「建設・サービス収入の内訳」及び「生産物分類」について >

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/servicebunrui.html>

サービス分野の生産物分類について

- ・ 生産物分類とは、経済活動をよりの確に把握するために、財（商品等）やサービスを類似した目的や性質により区分し分類したものである。
- ・ このうち「サービス分野の生産物分類」は、サービスに関わる分類である。
- ・ なお、本分類は総務省政策統括官（統計制度担当）が策定し、平成 31 年 4 月 25 日に決定している。

< サービス分野の生産物分類について >

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm

「建設・サービス収入の内訳」の集計結果の公表方法について

- ・ 「建設・サービス収入の内訳」の集計結果は、産業分類ごとに 2 回に分けて公表し、一次集計は「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）」、「運輸業、郵便業」及び「教育、学習支援業（学校教育）」に該当する法人企業の集計結果を先行的に公表した。

二次集計は、上記産業分類を含む全ての法人企業の集計結果を公表する。

「建設・サービス収入の内訳」の集計対象・公表

（一次集計）令和 4 年 12 月 26 日	「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）」、「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業（学校教育）」に該当する法人企業
（二次集計）令和 5 年 3 月 28 日	上記を含む全ての産業分類に該当する法人企業